

大津市生食用食肉取扱施設に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生食用食肉を取り扱う施設に係る届出等の取扱いについて必要な事項を定めることにより、生食用食肉取扱施設を把握し、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 規格基準 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）をいう。
- (2) 生食用食肉 生食用として販売される牛の食肉（内臓を除く。）で、ユッケ、タルタルステーキ、牛刺し、牛タタキ等をいう。
- (3) 生食用食肉の加工 肉塊を枝肉から切り出した後、規格基準に定める加熱殺菌等を行い、生食用食肉を製造する行為をいう。
- (4) 生食用食肉の調理 生食用食肉として加工済みの肉塊を細切又は調味して消費者に提供する行為をいう。
- (5) 営業者 生食用食肉の加工又は生食用食肉の調理を行う飲食店営業者、食肉販売業者又は食肉処理業者をいう。
- (6) 生食用食肉取扱者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法第48条第6項第1号から第3号までに掲げる者
 - イ 食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に3年間従事し、かつ厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者であって、食肉製品製造業に従事する者
 - ウ 大津市が開催する生食用食肉取扱認定者講習会を修了した者
 - エ 都道府県又は地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市及び特別区の長が指定した講習会を修了した者
 - オ 生食用食肉の調理のみを行う施設の食品衛生責任者

(届出及び届出済証の交付)

第3条 営業者は、生食用食肉を施設において取り扱おうとするときは、あらかじめ、生食用食肉の加工又は調理を行う施設ごとに、生食用食肉取扱施設届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類及び図面を添えて、保健所長に届け出るものとする。

- (1) 専用の取扱場所を示した施設の平面図
- (2) 施設に置こうとする生食用食肉取扱者の有する資格等を証する書類の写し
- (3) 生食用食肉を加工する場合は、規格基準に適合する工程図及びその妥当性を示す検査結果の写し

第4条 保健所長は、前条の届出を受理したときは、施設の調査を実施し、当該施設が次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、規格基準に適合していることが認められた場合は、同条の届出をした営業者に生食用食肉取扱施設届出済証（様式第2号）（以下「届出済証」という。）を交付するものとする。

- (1) 他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。
- (2) 器具及び手指の洗浄消毒に必要な設備であって、生食用食肉のための専用設備を有していること。
- (3) 生食用食肉が接触する設備、器具は専用のものを備えること。
- (4) 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備を有し、また、温度を正確に測定することができる装置を有していること。ただし、生食用食肉の調理のみを行う施設については、この限りでない。
- (5) 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備（大型冷蔵庫等を原料肉の保管及び加熱殺菌後の肉の冷却の双方に用いる場合は、両者が区分されたもの）を有して

いること。ただし、生食用食肉の調理のみを行う施設については、この限りでない。

第5条 営業者は、届出済証の記載事項に変更があった場合は、生食用食肉取扱施設届出事項変更届出書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、保健所長に届け出るものとする。

（1）届出済証

（2）生食用食肉取扱者に変更があった場合は、生食用食肉取扱者の有する資格等を証する書類の写し

第6条 営業者は、次のいずれかに該当する場合は、生食用食肉取扱施設届出済証返納届（様式第4号）により、速やかに保健所長に届出済証を返納するものとする。

（1）当該営業を廃業した場合

（2）生食用食肉の取扱いを行わなくなった場合

（3）規格基準に適合しなくなった場合

第7条 営業者は、施設内の見やすい場所に届出済証を掲示するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(宛先)
大津市保健所長

届出者 住所：

氏名：

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名〕

生食用食肉取扱施設届出書

生食用食肉を取り扱いたいので、次のとおり届け出ます。

施設の所在地	TEL：	
施設の名称		
既已取得している業種及びその許可番号	飲食店営業	・ 食肉販売業
	(許可番号：	食肉処理業)
取扱区分状況	加工	・ 調理
取扱品目		
生食用食肉取扱者	氏名	
	資格	講習会修了者 ・ 食品衛生責任者 その他 ()
	氏名	
	資格	講習会修了者 ・ 食品衛生責任者 その他 ()

添付書類

- 1 専用の取扱場所を示した施設の平面図（設備も記載すること。）
- 2 生食用食肉取扱者の資格を証する書類の写し
- 3 生食用食肉を加工する場合は、規格基準に適合する工程図及びその妥当性を示す検査結果の写し

生食用食肉取扱施設届出済証

- 1 営業者氏名
- 2 施設の名称
- 3 施設所在地
- 4 加工・調理の区分

上記の施設は、大津市生食用食肉取扱施設に係る取扱要綱に基づき届出がなされた施設であることを証する。

年 月 日

大津市保健所長



留意事項

- ・ 生食用食肉とは、牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売又は提供するものをいいます。
- ・ 本証を施設の見やすい場所に掲示してください。
- ・ 生食用食肉の取扱いを行わなくなった場合、生食用食肉取扱者がいなくなった場合等は本証を返納してください。

(宛先)
大津市保健所長

届出者 住所：

氏名：

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

生食用食肉取扱施設届出事項変更届出書

生食用食肉取扱施設届出済証の記載事項に変更があつたので、次のとおり届け出ます。

届出済証番号	第 号	
届出済証交付年月日	年 月 日	
変更事項	1 営業者氏名 2 施設の名称 3 加工・調理の区分 4 生食用食肉取扱者 5 その他（ ）	
変更内容	変更前	
	変更後	

添付書類

- 1 生食用食肉取扱施設届出済証
- 2 生食用食肉取扱者に変更があつた場合は、生食用食肉取扱者の資格を証する書類の写し

(宛先)
大津市保健所長

届出者 住所：

氏名：

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

生食用食肉取扱施設届出済証返納届

次のとおり、生食用食肉取扱施設届出済証を返納します。

施設の名称	
施設の所在地	
届出済証番号	第 号
届出済証交付年月日	年 月 日
返納理由	1 施設を廃業したため 2 生食用食肉の取扱いを行わなくなったため 3 生食用食肉の規格基準に適合しなくなったため 4 その他 ()
廃止等の年月日	年 月 日

添付書類

生食用食肉取扱施設届出済証